

みんなの想いをかたちに

北九州市景観づくりマスタープラン

(改定案)

平成 30 年 12 月

北九州市

目次

序章 基本的事項	1
1 改定の背景	
2 景観づくりマスタープランの構成	
3 目的	
4 位置付け	
5 目標年次	
6 これまでの取組と課題	
7 見直しの視点	
第1章 北九州市の景観特性	9
1 北九州市の概況	
2 北九州市の景観特性	
第2章 景観づくりの理念と目標	20
1 景観づくりの理念	
2 景観づくりの目標	
第3章 景観形成の基本方針	22
第4章 景観づくりの行動指針	24
1 基本姿勢	
2 行動指針	
3 市民・事業者・行政の役割	
第5章 景観づくりマスタープランの実現に向けた取組	29
1 届出・協議による景観誘導	
2 景観資源の保全・活用	
3 景観づくりの普及啓発	
4 市民・事業者等の主体的な景観づくりの促進	
5 景観施策の推進体制	
6 取組の成果指標	

- 1 景観施策の経緯
- 2 景観施策の取組（実績）
 - (1) 届出・協議による景観誘導
 - (2) 景観資源の保全・活用
 - (3) 普及啓発活動
 - (4) 市民・事業者等の主体的な景観づくり
- 3 景観づくりマスタープラン改定の経緯
 - (1) 検討経緯
 - (2) 北九州市景観審議会（改定検討部会）委員名簿

序章 基本的事項

1 改定の背景

北九州市では、昭和 60 年に「北九州市都市景観条例」を施行して以来、約 30 年間にわたり都市景観の向上に積極的に取り組んでいます。

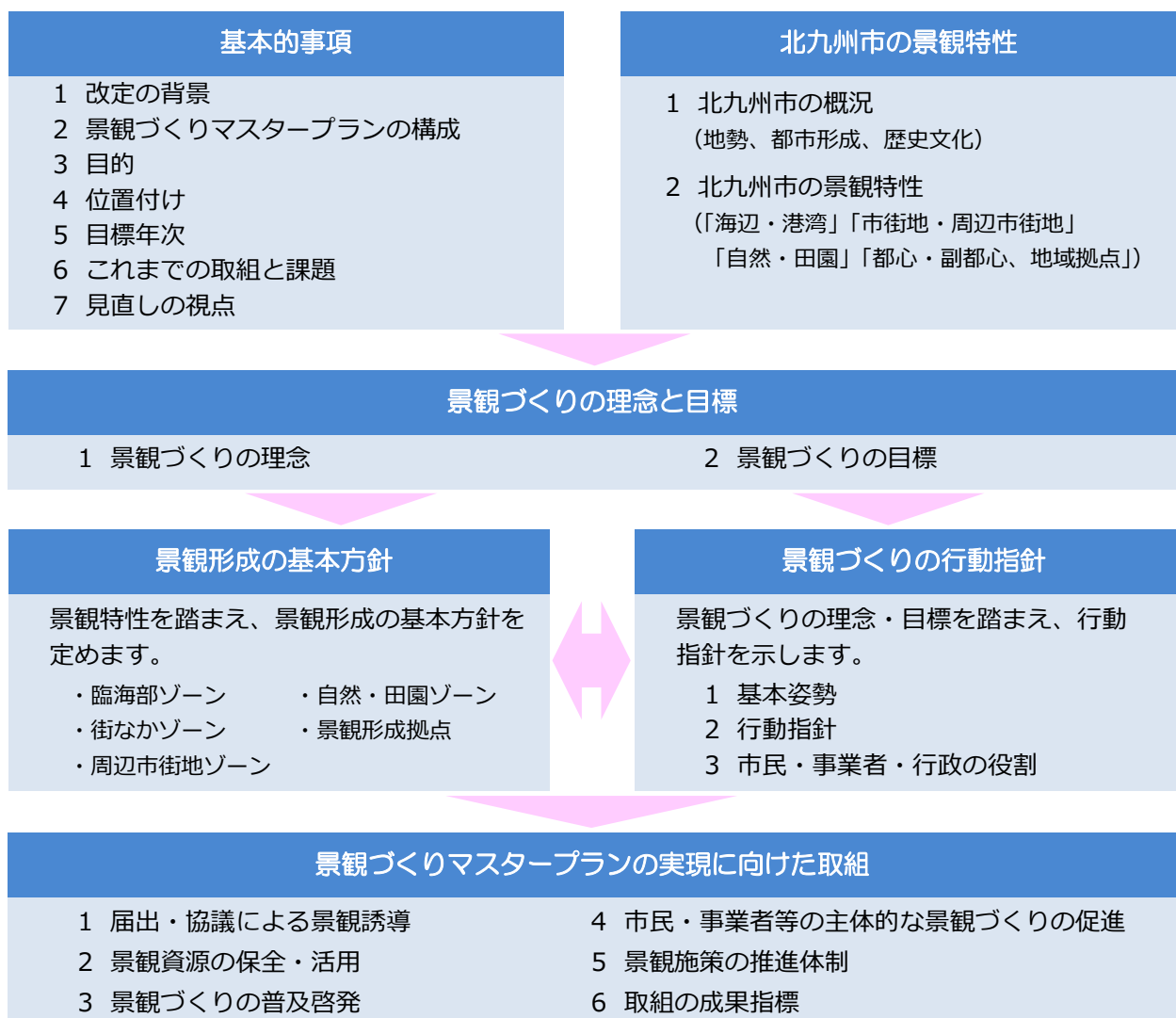
平成 19 年、北九州市都市計画審議会から「市民が誇れる北九州らしい景観づくりのあり方」について答申を受け、平成 20 年に北九州市の景観施策の基本的な指針となる「北九州市景観づくりマスタープラン」、併せて景観法に基づき良好な景観の形成のための行為の制限等を定めた「北九州市景観計画」を策定しました。

現在まで、これらに基づき良好な都市景観の形成に向けた取組を進め、都市景観の向上に一定の成果をあげてきました。

一方、集約型都市構造への転換や土地利用転換、観光まちづくりにおける景観資源の活用など、現状の課題等に的確に対応していく必要があります。

このたび、これらのニーズを踏まえながら、北九州市の都市景観の魅力をさらに高めていくため、景観づくりマスタープランを改定するものです。

2 景観づくりマスタープランの構成



3 目的

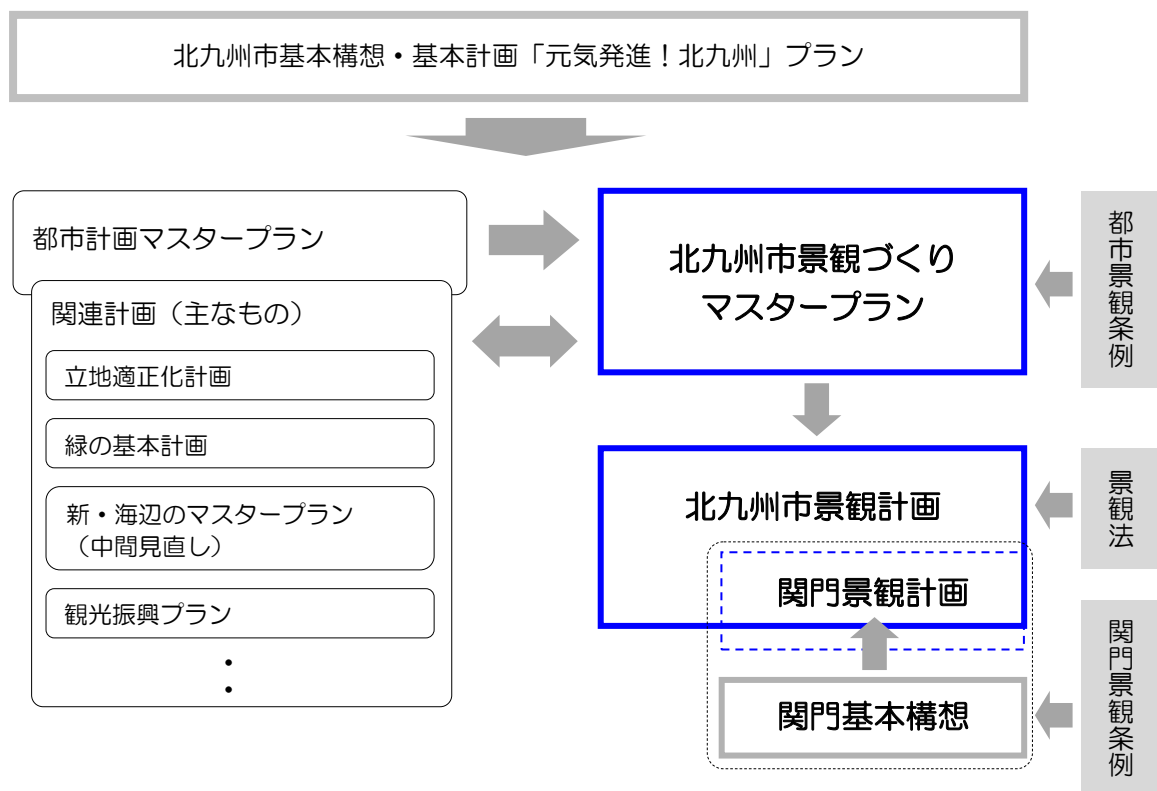
北九州市景観づくりマスタープランは、北九州市が目指す都市像やまちづくりの方向性を踏まえ、長期的な景観づくりの理念・目的、基本方針、行動指針を示し、市民・事業者・行政が協働し、地域の個性を活かした景観づくりを推進するための都市景観の形成の基本指針となるものです。

4 位置付け

(1) 上位・関連計画

北九州市景観づくりマスタープランは、北九州市基本構想・基本計画「元気発進！北九州」プランに即した分野別計画のひとつとして、北九州市都市景観条例第3条に基づき策定するものです。また、本マスタープランは、都市計画マスタープランや他の関連計画と整合を図り策定します。

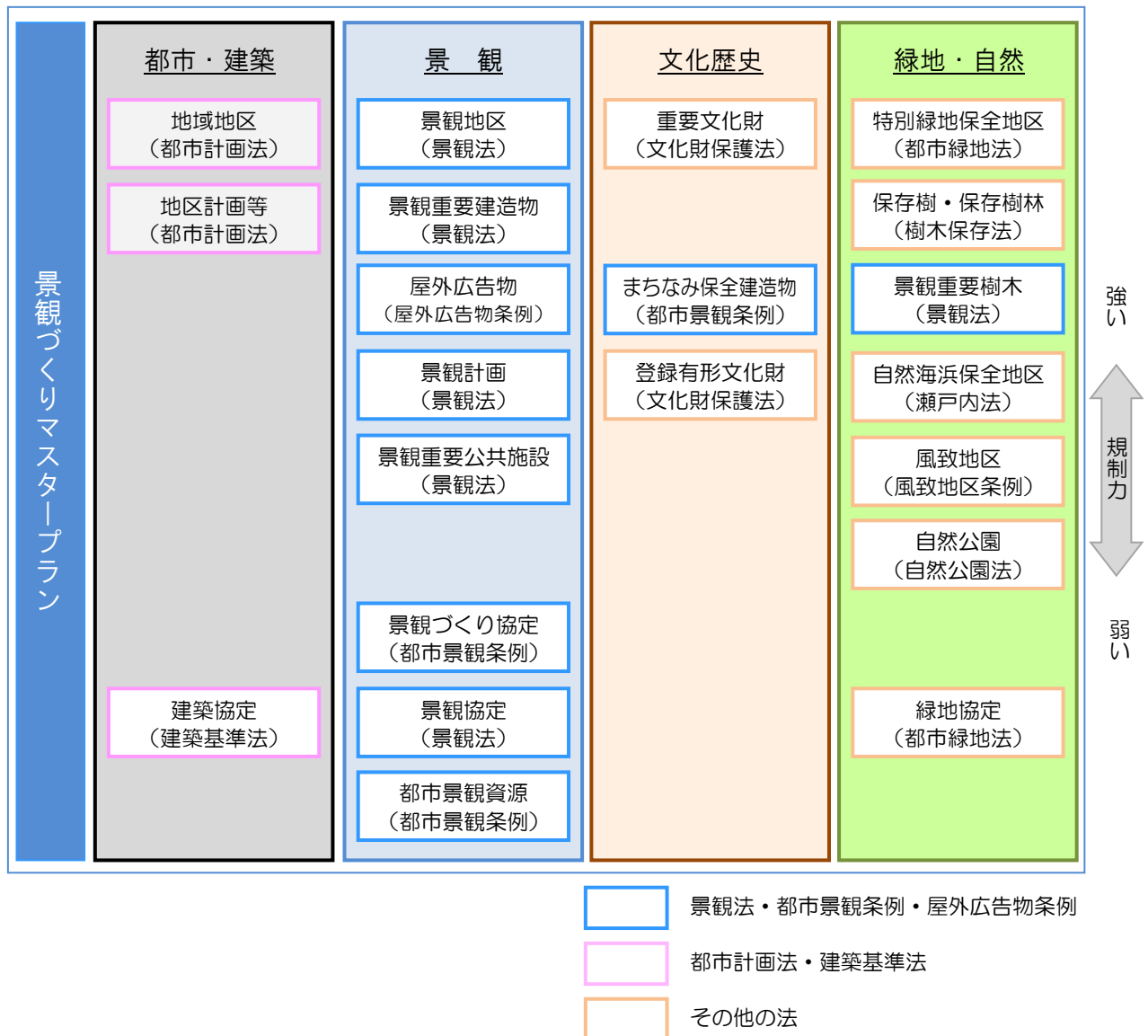
なお、景観法に基づく法定計画である北九州市景観計画は、北九州市景観づくりマスタープランに即して定めることとなります。



図：北九州市景観づくりマスタープランの位置付け

(2) 景観形成に関する諸制度

景観形成に関する法制度は、都市計画法、建築基準法、景観法、文化財保護法、自然公園法など多岐にわたっていることから、これらの法制度の活用により、地域の特性や対象に応じた良好な景観形成を図ります。



5 目標年次

目標年次は、平成 40 年（2028 年）とします。

なお、社会情勢や市民意識の変化、まちづくりの進展などを踏まえ、必要に応じ見直していきます。

※元号表記について

元号については、2019 年 5 月 1 日に改元することが決まっていますが、現時点で新元号については未定のため、このマスタープランでは、便宜上元号は「平成」表記としています。

6 これまでの取組と課題

(1) 「知る」に関する取組と課題

景観づくりの第一歩として「良い景観とは何か」「地域の景観とは何か」など、景観を「知る」ための取組を実施してきました。取組以前と比べ、景観づくりの大切さや関心が高まったものの、これからより多くの市民や事業者に広めるために多様なツールを使うなど情報発信の強化が課題です。

- 景観フォトコンテスト
 - ・東田地区のPR、市制50周年記念「景観フォトコン」などのフォトコンテストを実施
- 景観トークショー
 - ・著名人による景観をテーマとしたトークショー等を実施
- 景観づくりの地域勉強会（景観アドバイザー地域派遣）
 - ・地域団体等と連携し市民を対象とした景観づくり勉強会を開催
- 都市景観賞・景観重要建造物等のパネル展
 - ・都市景観賞受賞や景観重要建造物等（写真パネル）を巡回展示
- 各種情報発信
 - ・ホームページによる都市景観賞の受賞作品や小学生を対象とした景観まちづくり学習の取組結果等の情報発信

など



トークショーの様子



景観フォトコン

(2) 「守り・創る」に関する取組と課題

景観法に基づく景観計画を策定後、届出や協議の実績を重ね、地域の景観形成の創出を図ってきました。これからは更に地域特性に根ざした景観を創るために、景観形成基準の見直し、公共空間の良好な景観形成の強化などを進める必要があります。

- 建築物・工作物の届出・協議
 - ・建築物等の形態意匠・色彩等について、地域・地区ごとに定める景観形成基準に適合するよう、届出・協議による景観誘導
- 景観重要建造物・都市景観資源の指定・保全
 - ・地域の良好な景観形成に重要な景観要素である建築物等を景観重要建造物又は都市景観資源に指定
 - ・修景・保全に係る補助制度（景観重要建造物の保存整備、まちなみ保存建造物の修理・修景）
- 屋外広告物に係るデザイン協議
 - ・景観重点整備地区等での掲出において、周辺景観と調和するデザインとなるよう事業者と事前協議
 - ・車両ラッピング・バス停の広告掲出において、事業者とデザイン事前協議
- 景観協定の認可
 - ・地域の景観ルールである景観協定の締結に向けた技術支援



景観重要建造物 [NTT 西日本門司ビル]



車両ラッピング [北九州モノレール]



城野駅北地区3街区景観協定

(3) 「担う」に関する取組と課題

「良好な景観づくりの主役は、市民一人ひとりである」ということを啓発するため、新たな景観づくりの担い手育成に取り組みました。今後も取組を継続し、地域で主体的な担い手となる人材の育成を進め、担い手が繋がり、活動を広げるための「場づくり」が求められます。

- 景観アドバイザー地域派遣（市民センター等）
 - ・景観アドバイザーによる地域の履歴や景観特性などについて考える景観づくり講座を実施
- シティバイクによる景観発見プロジェクト
 - ・大学生との協働による景観づくりイベントを企画実践
- 景観ツアーガイド養成講座
 - ・景観ツアーガイド養成講座受講者による景観ツアー実践プログラム
- 景観まちづくり学習
 - ・小学生を対象とした「景観まちづくり学習」を開催
- 地域の景観づくり主体との連携
 - ・門司港地区で活動する「門司港まちなみづくり協議会」との連携



景観資源を巡るツアーの写真



景観まちづくり学習の様子
(松ヶ江北小学校/猿食新田の見学)

(4) 「高める」に関する取組と課題

市民一人ひとりの景観に対する意識を高め、景観に関する知識や技術の向上を図る取組を実施してきました。これにより市民の景観に対する意識や意欲が高まり、建築物等のデザインの向上に繋がりました。これからは地域主体の景観形成を図るため、地域のルールづくりや景観資源の保全・活用の取組などが求められます。

- 都市景観賞
 - ・良好な景観形成に寄与する建築物等や景観まちづくり活動などを都市景観賞として表彰し、広く市民に周知
- 景観アドバイザー制度
 - ・公共事業や大規模な建築物等の計画・設計等について、景観に係る専門家の助言・指導の実施
- 景観フォトエッセイ
 - ・「発見・感動・伝えたい！北九州市の景観」をテーマとした写真とエッセイを募り、地域景観への愛着を醸成



第7回都市景観賞(建築デザイン賞)



第7回都市景観賞(まちづくり活動賞)



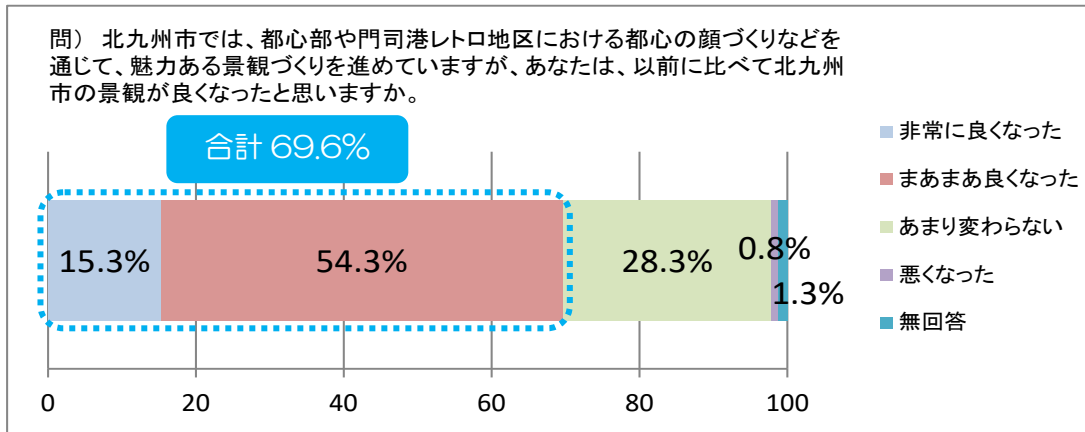
景観フォトエッセイ(優秀賞)

(5) 10年間の取組評価

景観づくりマスタープランの策定後、景観法に基づく届出・協議など、様々な取組を行うことにより、良好な都市景観の形成を進めてきました。その結果として、次のような評価になっています。

①市民の景観形成に対する認識

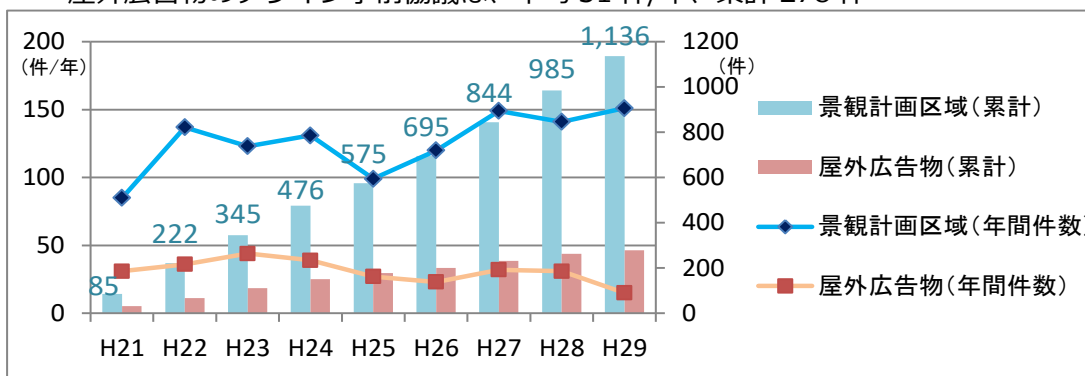
- ・約70%が以前より景観が良くなったと回答



行政評価に係る市民アンケート調査結果報告書（平成30年8月）

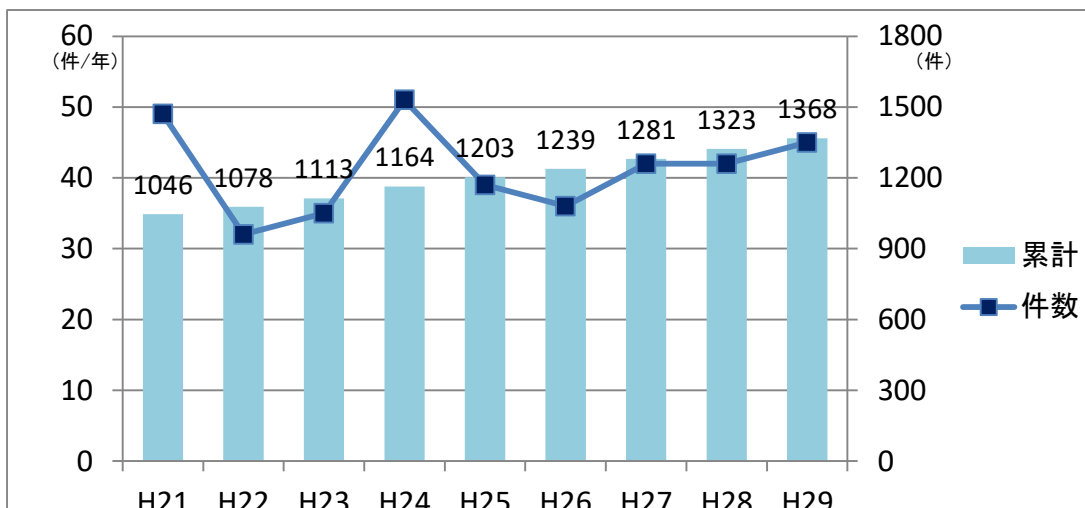
②景観法に基づく届出等の実績

- ・景観法による届出は、平均126件/年、累計1,136件
- ・屋外広告物のデザイン事前協議は、平均31件/年、累計278件



③景観アドバイザー協議件数

- ・景観アドバイザー協議件数は、平均41件/年、累計1,368件



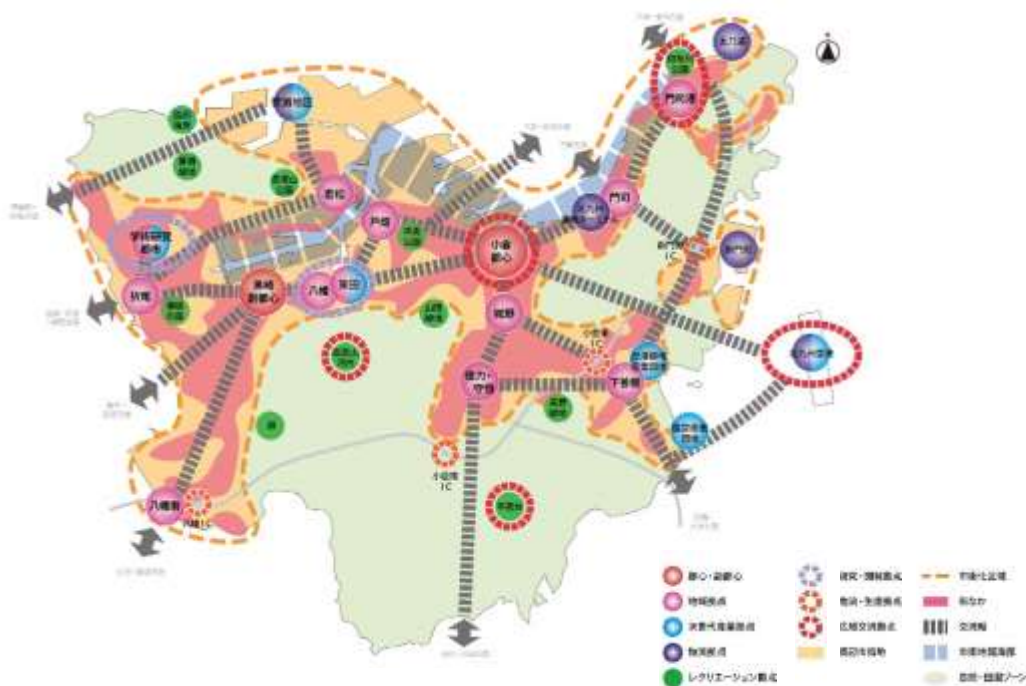
7 見直しの視点

(1) 景観施策を取り巻く社会状況の変化

北九州市景観づくりマスタープランの策定（平成20年度）から約10年を経過し、人口減少に伴う集約型都市構造への転換や土地利用等の変化、また、観光資源としての景観資源の活用などの景観施策に対するニーズの変化など、景観を取り巻く社会状況が変化してきています。

① 集約型都市構造への転換における対応

本市においても、高度経済成長期の人口急増に伴う都市拡大期から、人口減少に伴う集約型都市構造への転換が求められています。



図：都市空間形成の基本方向図（将来都市構造図）

出典：北九州市都市計画マスタープラン

② 産業構造の転換による土地利用の変化に対する対応

産業構造の変化に伴う臨海部工業用地の土地利用転換をはじめ、中長期的な土地利用の変化が顕在化しています。また都心部では高層マンションの立地増加など地域の景観への影響や景観特性の変化も見られます。

③ 「観光まちづくり」における魅力ある景観資源のニーズの高まり

地域固有の景観形成は、地域の魅力向上とともにシビックプライドの醸成につながる重要な要素です。近年では、地域の景観資源に留まらず魅力的な観光資源としての活用が求められています。

(2) 見直しの視点

社会状況の変化とこれまでの取組の課題を踏まえ、景観づくりの継続的な進展を図るため、次の視点で景観づくりマスタープランを見直します。

①コンパクトなまちづくりを踏まえた景観づくり

北九州市では人口減少等の課題から集約型都市構造への転換を進めています。都心・副都心、地域拠点においては都市機能の集積・維持・向上を図ります。居住誘導を図る街なかでは都市基盤や公共施設が充実し、高い生活利便性を維持していきます。

景観政策では、特に都心・副都心及び地域拠点を対象とした景観重点整備地区の指定により地域の景観づくりを進めてきました。今後も、将来都市構造を踏まえ、都心・副都心及び地域拠点では地域の顔となる景観づくりを推進し、居住誘導を図る街なかにおいて良好な都市景観の形成を進めることが必要です。

②地域特性を活かした魅力ある景観づくり

北九州市は、海、山、川等の自然や歴史・文化、工場、街など、景観を構成する多様な要素を有しており、地域特性を活かした魅力ある景観づくりを進めていくことが重要です。

今後は、地域特性をより活かしていくため、きめ細かな景観形成基準への見直しや地域のルールづくりの促進が必要です。

③シビックプライドの醸成に繋がる景観づくり

北九州市においても人口減少の対応は急務となっており、人口の転出を抑制し転入の増加を図る方策が求められています。そのため、市民がこの街を愛し、住み続けたい街となるよう、シビックプライドを醸成することが重要だと考えられます。

景観は歴史・産業・文化・自然などその地域独自のものが集積し形成される地域のアイデンティティです。地域の方々が地域の景観形成に主体的に携わることによって、シビックプライドを醸成する景観づくりを進めることが必要です。

④おもてなしの視点をもった景観づくり

本市においても近年、訪日外国人をはじめ多くの観光客が訪れています。今後も多くの観光客に訪れていただくためには、魅力的な観光まちづくりの進展が望まれます。

景観資源の新たな発掘と保全活用が魅力的な観光資源となることから、来訪者へのおもてなしの視点をもって、景観づくりを観光施策と連携して進めることが重要です。